

四
発行方
法
三
用振
等替
法
の
適

二
の法
条律
項及
び根
そ拠

一
發号
行稱
及
び
記

行省
平令
成三
件十
年第
三十
年告
行示
第

第五条 第十一年の規定に基づき、利付国債の発行した利付国債券（五年）（第二百三十号）に於ける「利付國庫債券（昭和二十二年法律第三百三十九条第一項）」の規定は、本法施行後、同法の規定によるものとする。

六

イ
發

入価 入価・別債行争非者特国
 札格行札格第参市及入価・別債
 発競 発競Ⅱ加場び札格第参市
 行争額行争非者特国発競I加場

五

ロ
イ
方募

入価法入
 札格決
 発競定
 行争の

公必億つ定う億額
 債要八いにち円面
 のな千て基、金
 発財三はづ財額
 行源十、き政で
 のの五額発法一
 特確万面行第兆
 例保円金し四六
 にを、額た条千
 関図財で利第四
 する政千付一百
 るた運九国項七
 法め営百債の十
 律のに六に規七

込募各当も各
 み限国ての申
 の度債るか込
 応額市。らみ
 募の場その
 額範特のう
 を圃別応ち
 割内參募応
 りに加額募
 当お者を価
 ていご順格
 るてと次の
 。各の割高
 申応りい

發別にご務後格競
 行參よと大に競争
 一加るに臣行争入
 と者發応がわ入札
 い・行募各れ札發
 う第へ限國るの行
 。II以度債入募
 非下額市札入と
 価一を場でのい
 格國定特あ決う。
 競債め別つ定一
 争市る參てを及
 入場も加、しび
 札特の者財た価

七

ロ　イ
　　拠

行争非者特国入価込
入価・別債札格
札格第参市発競金
発競I加場行争額

行争非者特国行争非者特国
入価・別債
札格第参市
発競II加場

六三三一
万千万兆
円五円六
百千
五六
十百
三四
億十
八五
千億
八三
百百
三七
十十

でた条特
千利第別
五付一会
百国項計
六債のに
十に規関
五つ定す
億いにる
円て基法
'づ律
額き第
面發四
金行十
額し七

でた条特四面行十二はづ律二面行第
三利第別百金し二千、き第十金し三
千付一会九額た条九額発四万額た条
五国項計十で利第百面行十円で利第
百債のに万一付一五金し七、四付一
十に規関円兆国項十額た条特百国項
八つ定す八債の五で利第別九債の
億いにる百に規万三付一会十に規
円て基法八つ定円千国項計四つ定
'づ律十いに、百債のに億いに
額き第八て基同八に規関九て基
面發四億はづ法十つ定す千はづ
金行十九、き第六いにる五、き
額し七千額發六億て基法百額發

ハ

ロ

十
十
三
二

十
十
口
イ
一
發

九
八
ハ

の 経 利 入 價 · 別 債 行 争 非 者 特 国 入 價 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 價 · 別 債 札 格 行 行
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 價
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日

替 低 行 争 非 者 特 国
額 入 價 · 別 債
单 面 札 格 第 参 市
位 金 發 競 II 加 場

る 定 り 払 募 年
° す 算 込 入 ○
る 出 金 決 ·
期 し 額 定 一
日 た に の パ
に 金 加 通 ।
払 額 え 知 セ
い を 、 を ン
込 第 次 受 ト
む 二 の け
も 十 算 た
の 号 式 者
と に に は
す 規 よ 、

額 の 額 平 す 額 の 振 五 千
面 そ 面 成 る の 記 替 万 五
金 れ 金 三 ° 整 載 法 円 百
額 ぞ 額 十 数 又 の 八
百 れ 百 年 倍 は 規 十 億
円 の 円 十 の 記 定 九
に 応 に 二 金 錄 に 千
つ 募 つ 月 額 は よ 六
き 価 き 十 に 、 る 百
百 格 百 四 よ 最 振 三
一 一 日 る 低 替 三十
円 円 も 額 口 万
二 以 上 の 面 座
錢 上 と 金 簿 円

二	十	十	十	十	十	四								
十九	八	七	六	五										
払	者	入	払	元	償	償								
込		札	場	利	還	の								
期		参	所	金	金	利								
日		加		期	期	利								
		支	額	限	子	子								
				以										
平	財	日	額	平	利	てを毎	規	下	は	期	た	期	平	額面金額の総額
成	務	本	面	成	子	、支年	額	定	、	が	金	と	成	
三	大	銀	金	三	をそ	払	金額	す	次	そ	銀	額	三	
十	臣	行	額	十	支	の期月	×	る	号	の行	額	し	十	
年	か	百	五	払	日	と二		期	及	翌休	支	次	一	
十	ら	円	年	う	以	し十		日	び	営業	支	年	年	
二	通	に	九	。	前	、日		に	第	業	う算	三	月	
月	知	つ	月	六	各	及		つ	十	日	式	月		
十	を	き	二	月	支	び		い	六	に	た	に	二	
四	受	百	十	間	払	九		て	号	支	だよ	十		
日	け	円	日	に	期	月		同	に	払	た	り		
た					属	に二		じ	お	う	算			
者					す	お十		。い	へ	と	支			
					る	い日		。て	以	き	払			